



2019年2月21日

各位

会社名 株式会社 J I E C
代表者名 代表取締役社長 印南 淳
(コード番号 4291 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 佐藤 隆
電話番号 (TEL. 03-5326-3331)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2019年2月21日開催の取締役会において、2019年5月に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、2019年3月31日（日曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2019年3月15日（金曜日）
- (2) 基準日 2019年3月31日（日曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページ）<https://www.jiec.co.jp/ir/notice.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

2019年1月31日付当社プレスリリース「支配株主である S C S K 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、S C S K 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することにより、当社普通株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。以下同じとします。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員

に対し、その所有する当社普通株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

このたび、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案等の詳細につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、当社普通株式の全てを取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以上